

転換期の教育改革

—— 1930年代後半期日本 ——

森 祐 二

広島大学平和科学研究センター

**Reform of Education System in Critical Years**  
—— **Late Nineteen Thirties Japan** ——

Yuji MORI

Institute for Peace Science, Hiroshima University

## はじめに

行政、財政に大転換を迫られるときに教育改革も進行するのはきわめて日本的特徴のように見える、というのは一種の作業仮説のようなもので、総合国策策定機関としての内閣審議会と内閣調査局設置（1935年5月11日）の過程を教育改革構想と関係づけて考察した。<sup>1)</sup>

一方、明治以来のわが国の近代化、殊に総力戦を目の当りにみた第一次大戦の結果は、社会の生産力の強大化と国民思想の統一を同時にかつ急速に推進しなければならぬ情勢となった。ところが、生産力を支える社会的基盤を整備することもなければ、まして、近代的生産関係の桎梏ともなった前近代的社会関係に手を触れることを避けたばかりでなく、全く逆に、国民思想の統一の大義明分の下に近代思想の圧殺にむかったのである。勢いのおもむくところ明治以来の“富国強兵”は“強兵”のみとなり、“富国”はもっぱら対外進出にたよることとなれば、実質的な基礎を欠いたままの“強兵”が冒険的軍事侵略に向って勢いづくことは当然の勢いであった。

2.26事件は政治の上での一大転換点であった。しかし、この事件はそれだけにとどまることなく教育改革の方向づけを決定的にした契機にさえなったといえるのではないか。さきにも述べた作業仮説のようなものをこの歴史の検証にあててみたいとおもうのである。

## 1930年代後半期の教育改革論議の背景

2.26事件によって岡田啓介内閣は退陣して内閣審議会は廃止されたが、内閣調査局はのこった。クーデターは鎮圧されたがその目的は急速に実現にむかって動き始める。クーデターをおこした側も、鎮圧した側も目的はひとつであったといえる。それを押し止める政治勢力はなかっただけでなく、も早その速度をゆるめることさえできなかったように見える。近衛文磨は後継内閣の組閣を辞退するが、まだその時でないかと判断したのであろうか。彼の登場は1937年である。

岡田内閣の後をうけて組閣した広田弘毅は第69回帝国議会（特別会）の施政方

針演説（1936年5月6日）<sup>2)</sup>において、“国体観念ヲ明徴ニスルコトハ……殊ニ最近ノ情勢ニ鑑ミマシテ、現下喫緊ノ要務デアリ……是ガ為メ……就中文教ヲ刷新シ……”（付点は引用者、以下同じ）とその具体的政策の第1項目に教育問題をあげた。

これより先、3月17日発表された“広田内閣政綱”<sup>3)</sup>においては、施政の基は“一君万民挙国一致の美を濟す”にあるので“国体観念を愈々明徴にするは政府の本務”であるとした上で、“文教を刷新”することを第1に掲げている。もちろん、ことの順序として、すなわち、肇国の理想だとか一君万民、国体明徴からはじまれば文教につづくのが自然の順序でもあるが、しかし、やはり教育問題がいかに重大なところに立ち至っていたかという表明であることは明らかである。しかも、内外の危機的情勢の下で教育問題の根幹が“国体”あるとしてとらえられていることである。この広田内閣政綱なるものと第69会帝国議会における施政方針演説とは内容を同じくするが、当然のことながら前者の方が簡明で要をえている。

さらに、1936年8月25日発表の“広田内閣7大國策”<sup>4)</sup>は、“昭和12年度以降に重点”をおくべき重要國策の項目を列挙したものであるが、ここでは国防がはじめて第1項目に登場する。以下その項目掲げる：

1. 国防の充実
2. 教育の刷新改善
3. 中央、地方を通ずる税制の整備
4. 国民生活の安定＝(イ)災害防除対策(ロ)保健施設の拡充 (ハ)農山漁村経済の更生振興及び中小商工業の振興等
5. 産業の振興及び貿易の伸張＝(イ)電力の統制強化 (ロ)液体燃料及鉄鋼の自給 (ハ)繊維資源の確保 (ニ)貿易の助長及び統制 (ホ)航空及び海運事業の振興 (ヘ)邦人の海外発展助長等
6. 対満重要策の確立＝移民政策及び投資の助長援助等
7. 行政機構の整備改善

ここに“国防”を軸として教育・税制・行政機構の改革の企図を読むことはできるが、外交政策が欠けている。先に引用した2者においてはほぼ同じ文脈において、“国際信義”にもとづいて東亞諸国の“共存共栄”特に日満の特殊不可分

の関係を基調として“東亜の安定勢力”となって延いては世界の平和人類の福祉に貢献するために“自主積極外交”を確立する、としている。国民にむかって発表された“庶政一新の国策”に外交方針を提示する必要を認めなかったのであろうか。“満洲国”との問題はも早外交問題ではなかった。

広田内閣は早くも1937年1月23日総辞職に至る。<sup>5)</sup> 閣内は意見の一致を欠いた。同床異夢の果てのようにみえるが、しかし、そのような言葉使いはないが、異床同夢——同じ、あるいは同じような夢をみながらも、床（その基盤）を異にするがゆえに——をみるにもかかわらず、官僚、軍部、とりわけ陸軍、政党出身閣僚の間の軋轢は内閣を崩壊させた。“庶政一新”どころか政権内部が勢力争いに明け暮れる中で“挙国一致”や“一君万民”が“国民”に押しつけられた。

このような争いは、後継内閣となるはずであった宇垣内閣の組閣を妨害し、林銑十郎内閣が成立する。

林内閣政綱<sup>6)</sup>は“施政奉行の本は聖旨を奉体して我国体の本義に基づき肇国の本義に基き肇国の理想を顕現する”にあるとして、次の政綱を掲げる：

一、国体観念を愈々明徴にし敬神尊皇の大義を益々闡明し、祭政一致の精神を發揚して国運進暢の源流を深からしめんことを期す

一、欽定憲法の条章に循ひて我邦の独特なる立憲政治の發達を健全にし、民意に祭し世論に聞き、公明なる政治の運行を期す

一、國際正義に則り東亜の安定万邦の共栄を具現せしむるの目的を以て挙国一致の外交国策を遂行し、國際關係を明暢ならしめんことを期す

一、帝國を安泰にし其の興隆を擁護し國是の貫徹に必須なる国防軍備を充実すると共に生産力の増進を図る等国力の基根に培はんことを期す

一、内外の經濟情勢に適應して産業の綜合的發達を希図し、保護の施設と共に適切なる統制を実施し、而も国民創造力の發揮、企業心の勃興を助長せんことを期す

政策は晦渋かつ抽象の度を加える。“祭政一致”に至っては西園寺をして“強ひていへば或は憲法違反になる”<sup>7)</sup>といわしめるほどのものであった。このことは宮廷内部になんらかの波紋生じたかにみえる。内大臣湯浅倉平の言として“初め総理が祭政一致と言った時に、神祇官の設置を考へてをりはしないかと思つて”

たしかめたところ“総理にはその考えはないといふ風に受取ったが”一部には“どうも神祇官の設置までやりやしないかといふ風な気配も見へる”が、“祭政一致という意味は、神様の前に出る如き真面目さで政治をするといふ意味で、なにも憲法に抵触するやうな、或は、憲法違反のやうなことをする考は無論ないのだといふ風に見てをる者が多いし、また閣僚なんかも大体はさう言ってをった”<sup>8)</sup>ということが伝えられている。

政治思想における退行は明らかであった。だが、このような傾向は思想の退行としてとらえるだけでは不十分であって破壊的性格をもそなえたものであった。この点について権力中枢は敏感であった。たとえば、“この頃はやる一君万民といふやうなことは、竿竹の上に陛下をお乗せ申して、もしそれがうまく行かなかつたらそれを倒して、また他の切札を出すといふやうなもので、非常に危険な言葉である”<sup>9)</sup>と西園寺が語ったと伝えられることはそれを物語るし、また、2.26事件に際して反乱軍の鎮圧に天皇が最も積極的であったと伝えられていることもこのような関係の下ではじめて十分な理解に達することができるというべきであろう。それは政治における破壊的退行とでもいうべき現象であり、“ニヒリズムの革命”<sup>10)</sup>と言いかえてもよい、ファシズムの本質をなすものであった。

林内閣はきわめて短命に終り、5月31日に総辞職する。そこで登場するのが近衛文麿である。いわば待望の人であった。だが、“大衆が、たとへ一時にもせよ、名君思想の前に、膝を屈した意気地なさを、情けなく思はずには居られない”としつつも“町の四辻で屢々偶語するもの”の中に“己と彼と何処が違ふてンだい。人々は、冷やかな表情で、吐き出すやうにいふ”のを聞いた阿部真之助は書いた。<sup>11)</sup>そして、組閣の状況からして“彼の新党に対する意図は、察するに余りがある”とし、“彼が仮装会で、ナチス独逸のヒットラーに扮したのも、仮装の裏に、彼の本心が潜んでゐたのだった”と状況の一端に光をあてている。

## 内閣調査局の教育改革案

内閣調査局は1937年5月14日、企画庁の発足によって廃止された。同局2年の短期間には十分な教育改革案をまとめあげることができなかったのは当然のこと

であったが、その目ざすところは、“端的にいうと、内閣審議会、内閣調査局においては、文部行政を批判する立場がとられたのである。従って教育哲学的な抽象論ではなく、国政の全般を概観し、他の重要政策と、その基調をなす客観情勢を洞察し、実証的な資料に基づく展望の上に立って、国家百年の計として、文教国策を確立するために文部省マンネリズムと全く別の立脚点に立って、教育問題を把握しようとした”<sup>11)</sup>とするのは、当時の関係者の心意気をそこにみることはできるが、“……「人格行政」と呼ばれ……事業行政とは、おのずから異なった性格が形成されていた”教育行政は、“大学教授以下、小学校の教員に至るまで、「教育勅語」「国体観念」というような固定した枠の中で、激動する世界思潮との調整に苦心を払い、時としては、その努力に破綻を呈する事件がひき起こされていた”<sup>12)</sup>という批判的な見方は、しかし、上に指摘したごとく“国策”がますます“国体観念”の枠の中にとじこめられていたこととあわせてみると、明らかに“あと知恵”としての反省に立脚しているといわざるをえない。当時、彼ら一群の官僚たちは“国政全般を概観し……客観情勢を洞察し(て)……実証的な資料に基づく展望の上に立って”いたわけではなかった。主観的にはそのように考えていたかもしれないことはあったにしても、社会や国家の“近代化”と近代化に敵対した思想や文化との間の対立や乖離についての“洞察”を欠いていた。それゆえに、一方ではファシズムの論理に限りなく近づきながら、他方では政策を技術化するという特徴をもった。技術化が客観化であり、一種の近代化であることは今日にあっても一般にみとめられるところであるが、技術化されたものが社会と結びつくところこそが重要なのではないか。明治以来社会と国家の近代化をおしすすめて来たわが国がそれを推進し、対応するために教育改革がおこなわれてきた反面、近代化された社会を“国体”に反するものとして規制しようとする力も教育に加えられていたのであった。しかもそれだけでなくこの規制はきびしさを増しながらその枠を越えようとする一切に仮借なき弾圧を加えたのであった。

内閣調査局の作成した“文教刷新の目標(暫定)”<sup>13)</sup>によると、やはり“我国文教ハ万邦無比ノ国体ニ淵源シ、其ノ大体ハ教育ニ関スル勅語ニ昭示セラ”れているとして、6項目の目標を掲げている。それらは：

(1). “文教ノ使命ハ聖旨ヲ奉体シテ真ニ国家有用ノ人ヲ育成シ以テ国礎ヲ培養スルニ在” るから“知育ニ偏シタル” ところをあらため“我国古来ノ道ヲ闡明シ国民ノ精神ヲ錬磨シテ……時弊ヲ匡正スル” ことは急務である。

(2). “詰込主義” を廃し, “真ニ国民生活ニ必須ナル知識ヲ確實ニ把握セシメ, 創造, 思考, 応用ノ力ヲ育成スルコトヲ主眼トシ, 殊ニ職業上ノ需要乃至地方ノ実情ニ即セシムル” ことは“緊要” である。

(3). “体育ノ普及徹底ヲ図リ, 以テ心身共ニ健全ナル国民ノ育成ヲ期スル” ことが必要である。

(4). “教育ノ使命タル人ノ育成ハ広く……学校外ニ於ケル教化鍛練” によって完成するものであるから学校外の教育機能の充実を図るべきである。

(5). “特ニ有為ノ人材ヲ地方ニ分布シテ地方文教ノ振興ニ当ラシムル” 必要がある。

(6). “各種科学研究施設ニ至ッテハ今尚著シク不備ナルヲ免レ” ないので施設の整備拡充の必要は緊急切実である。

というものである。冒頭に国体や教育勅語をうたってしまえば, 上の6項目のような抽象的なものとならざるをえないのは当然といえよう。内閣調査局が文部省の教育行政を批判して教育改革に着手したという上述の見解とは, ここに紹介した文教刷新の目標は著しく齟齬をきたしているといわざるをえない。

しかしながら, 未完に終わったとはいえ同局の学制改革案の学校教育全般に関する事項<sup>14)</sup>には今日の学制に通じる構想もみられて興味深いものがある。以下それらを紹介する。

学校系統及び修業年限についての構想は：

1. 小 学 校 義務教育年限を8年とし, 第6学年から上級学校に連絡する。
2. 中 学 校 修業年限を5年とし, 5年終了を上級学校入学資格とする。
3. 高等女学校 高等女学校と実業高等女学校を統一する。
4. 高等学校 廃止
5. 専門学校 大学とする。学部により必要年限を1, 2年延長する。
6. 大 学 学部により必要年限を1, 2年延長する。
7. 師範学校 師範学校は2部(中学校, 高等女学校終了が入学資格)のみ

とし修業年限2年とする。高等師範学校は廃止。

となっている。この案のそれぞれについては、それぞれに改正理由、反対理由をまとめたものが付けられている。この案を全体としてみると、名称や修業年限にちがいはあるものの現行学校教育制度の基本となる特徴をそなえているのは興味深いことである。すなわち、(1)小学校第6学年から上級学校進学のをこしつとも義務教育年限を8年としたこと。これは現行の小学校6年、中学校3年に相当する。(2)高等学校の廃止。これは現行高等学校の3年の後大学につなぐことに相当する。(3)高等専門学校を大学とし、大学の修業年限を延長すること。これは現行大学の4年制に相当する。(4)師範学校は中等学校終了後の2年間とし、高等師範学校は廃止。これは現行教員養成制度にきわめて近いものとなっている。

このように現行学校教育制度と同様の合理性をそなえているかにみえる内閣調査局案は、先に紹介した文部省的教育行政の批判、打破を旨としたといわしめるような性格をもっていたことは確かである。しかしながら、これも先に紹介したように、“文教刷新の目標（暫定）”の冒頭に掲げられた国体や教育勅語を確固不動の基礎とするからには、その合理性も十分に機能しないのみならず、その間の乖離に気付かなかったことによってその合理性はもっぱらファシズムの論理に吸いとられて軍国教育の道具となったのであった。

内閣調査局の教育改革案としてまとまったもうひとつの案は小学校教育に関するものであった。先に紹介した学校系統及び修業年限の改革案にしたがって、尋常小学校、高等小学校はそれぞれ国民学校初等科、国民学校高等科と名称変更をおこなうことがかんがえられ、高等小学校は下級中学校、低度の実業学校、青年学校との合併などの案がかんがえられていた。<sup>15)</sup>義務教育年限を延長したとしても、高等小学校の性格をどのようにするか複雑な問題が生じていたことを示している。それは尋常小学校から、上級学校へ接続する途をのこしたところによるところが大きいと思われる。

小学校教育内容の改革<sup>16)</sup>としてあげられているのは：(1)教育の統一的中心を明確にして教化を図るとして道徳教育を強化すること、(2)道徳教育の徹底を図るとして、国体觀念の明徴、個人と公人とを包摂統一する立場において国民道徳の基本觀を明らかにすること、実践指導に重きをおくこと、(3)体位の向上を図ると



して体育の刷新充実、衛生教育の徹底、(4)詰込教育を是正するとして、難解な教材の整理、(ここで興味をひくのは難解な教材の例として、国語で物の価、税(尋常4年)、銀行(尋常5年)、貨幣、自治の精神(尋常6年)を、修身で国交、憲法(尋常6年)を、算術で公債、株式、租税(尋常6年)をとり上げていることである。これらが難解であるのは、正に国体観念や、教育勅語、一君万民と衝突するからであって、当時といえども児童の社会生活体験からこれらの理解に導くことは決して困難ではなかったはずである。)教材の分量の整理、自学自習、(5)教育の実際化と地方化を図るとして、総合的授業をおこなうこと、教育内容を实际的、地方的なものにすること、実業教育を刷新充実すること、画一制度をあらためること、である。教育内容が具体的になればなるほどタテマエとのへだだりが大きくなり、矛盾、衝突さえもはらみはじめることに立案者たちは気付かなかったのであろうか。

小学校教育を改革しようとするれば当然師範教育の改革<sup>17)</sup>が必要となる。“現在師範学校ノ卒業生ハ概ネ師範型ニ嵌リ……人格ノ力ニ乏シキノミナラズ、児童教育ニ関スル定見ヲ欠キ、為ニ一時的ナル教育思潮ノ流行ニ追従”する傾向があると批判している。この批判はこれまで考察してきた教育改革の思想にてらしてみると、“一時的教育思潮ノ流行”とされているものが自由主義的教育や社会の底辺にあえぐ庶民生活の実態の子供なりの把握をうながす自学・自立の教育に向けられているとみるのは決して大きな誤りとはいえないであろう。それらはまだくすぶりつづけていた“危険思想の芽”であった。“師範型”の鋳型が国体や教育勅語の文字通りの口うつしから生ずるものであることは彼らエリート官僚の理解を越えたものであったかもしれない。立案者であった官僚たちの思想が国体や教育勅語を固く信ずるところから形成されたことは間違いないとしても、彼らのもう一方の思想は西欧文化の摂取によって形成されていたのであり、この国の社会もそのような文化形成を可能にするように発展していたのであった。これら二者の間の矛盾や乖離に彼らが気付いたという証拠はほとんど見当たらない。むしろ、彼らは“天皇の官吏”として国民におしつけるものとして、信ずるところに従って国体や教育勅語を使っていたともいえるのである。ところが宮廷の奥深いところでは、国体や一君万民とかを極端なまでにおしすすめることに危惧の念を抱

いていたことはすでにみたところである。天皇周辺の方がより近代化していた。

(1940年代末から50年はじめにかけて上級公務員となった者に対してさえ、諸君は天皇の官吏であるという教育が一部にもせよ非公式ながらおこなわれていたという話がある。) 小学校教員がこの支配思想を社会の底辺にまで伝える役割を担わされたところから“師範型”人間が形勢されたのであった。しかも、一般的に言えば、師範教育の知識水準は低かったから文字通り口うつししかなしえなかったともいえる。それゆえにこそ、師範教育改革が中等学校終了者にのみ師範学校の門を開き、児童心理研究、教材研究、学校管理研究などを充実させようとしたのであった。

教育財政もまた改革の対象であった。<sup>18)</sup> 教員給与が市町村の財政負擔であるために差異を生じているのは、一方で“画一的ナル義務教育ヲ強制”していることと矛盾するとして、教員給与の一本化のため財政的基礎をつくらねばならぬとする。これは地方財政上の大問題であった。ここにも教育改革が財政改革と連動する姿をみることができる。

“国家百年ノ計”と豪語した“文教国策”は10年も経たないで崩壊した。しかしながら、そこで企図された学校教育体系は断片的にもせよ近代社会の教育理念の上に移しかえられるほどの合理性をそなえていた。それゆえに、国体や天皇の呪縛から解放されさえしたらこの国は近代国家や社会の基礎を十分にそなえていたようにみえるかもしれない。1945年以来この国が近代社会の基礎固めをしてきたことは事実であるけれども、教育理念に限って考えてみると、民主主義や自由、個人と社会・国家とのかかわりかたなど、その理念と乖離したところで規制や統制が強化される一方、行財政改革と連動して教育改革がおこなわれはじめていることに重大な関心をもたざるをえない。ここに考察した歴史は、理念と現実とが乖離した教育の姿を浮き彫りにしようとするのであった。

## 内閣調査局が集めた教育改革意見のいくつかの事例

内閣調査局は各方面から教育改革についての意見を集めた。先に紹介した文部行政に対する批判からでもあるし、教育を重要国策として位置付けたからでも

あった。以下に2, 3の事例を紹介して検討を加える。

(1) 陸軍省の意見“軍隊教育者ノ目ニ映シタル現代教育ノ主要欠陥”<sup>19)</sup>は次のようなものである。

1. “尊皇愛国ノ思想ハ……比較的下級学校出身者ノ方ニ厚ク” 学歴が進むにつれて薄くなるとして兵役忌避者及び思想上の要注意者の数をあげている。それを要約すると：

	検査人員	徴兵忌避者及びその疑いある者	%
大学令による大学学部卒業生	9,031	8	0.886
大学令による大学予科高等学校卒業生及びこれと同等と認められる学校卒業生	16,467	19	1.154
中学校及びこれと同等と認められる学校卒業生	72,613	66	0.909
高等小学校及びこれと同等と認められる学校卒業生	356,135	178	0.499
尋常小学校卒業生	165,240	128	0.774
尋常小学校退学者	18,802	11	0.585
不就学者 読書算術のできる者	1,239	6	4.842
◇ 読書算術のできない者	2,433	1	0.411

しかしながら、徴兵忌避者として告発された者は、上の表には掲げなかったが、中学校、高等小学校、尋常小学校の卒業生に限られているところをあわせてみると、カマをかける式の作為を感ぜざるをえない。というのは徴兵忌避を疑われた者全体としての高率は比較的高学歴者（彼らは疑われつつもなんとかきりぬけることができた）と最低学歴者（カマをかけられた意味がわからぬままに疑われた）とにみられるからである。たしかに小学校教育が口うつしに“尊皇愛国思想”をたたきこんだとみられることはこの表から読みとることはできる。

2. “質実剛健ノ氣風並ニ困苦欠乏ニ堪ユルノ資質モ亦学校教育ノ進ムニ從テ、寧々低下ノ傾向”にあるというのが、これこそ貧困と教育との関係を物語るものではないか。貧困を質実剛健や困苦欠乏にたえる精神と勘違いするほどに支配階級やその代理人の思想は現実ばなれしていたのである。

3. “体力気力ノ点”においても学校教育がすすむにつれて低下するとするの  
も上と同じことである。

4. それらは“学校教育カ智育ニ偏シ”て“精神修養人格ノ陶冶, 体力ノ増進”  
をないがしろにしているからだというのが、実は知識が現実を改良あるいは改革の  
力となることを極力圧迫しながら、窮乏や貧困を放置し——体力もまた貧困の一  
指標である——ていることをかくすためにあらぬ方を攻撃するということになっ  
てはいまいか。

5. “科学的基礎智識ハ一般ニ低級ニシテ, 現代軍事科学ノ要求”に追いつけ  
ないものが多い。当時科学的精神の最も欠除していたのが軍部、とりわけ陸軍で  
あってみれば、笑止というべきかもしれぬ。彼らにとって科学は小手先のことで  
あった。

6. “私経済観念ハ一般ニ向上發達”している。

7. 一般的な知識は広いけれども“歴史, 地理特ニ国史ニ関スル知識頗ル貧弱”  
である。

教育が国体とか教育勅語だけを根本にすえて強調すればするほど、科学的思考  
は退化するし、歴史に関する関心もうすれるのは当然の結果であった。

8. 書物の上の知識は比較的進んでいるが一般に実学にうとい。

9. 高等教育をうけた者は書物の上の知識は比較的高いものがあるが、わが国  
情に即した知識が乏しく知識の活用ができない。

10. すなわち、教育にはわが国情や国民性になじまないところがあるだけでな  
く、いたずらに学理にかたより実際にうといところがすこぶる多い。

11. 教育者養成に欠陥多く、教育者自身の自覚に欠ける。

先に紹介した内閣調査局の教育改革案の中にも教育の実際化や教員養成教育の  
不備が指摘されていた。こうしたことは後にみるように軍部の見解のみによった  
ことではなかった。

(2) 海軍省の意見“我国学校教育ニ対スル意見”<sup>20)</sup> “小中学校教育及青年教  
育ニ対スル希望”<sup>21)</sup>は、海事に関する関心を高め、興味をもたせる教育の要望す  
ることを除けば、教育の欠陥として指摘する点においても、また精神教育を重視  
し、体位向上を求める点においても、文言の多少の違いを別にすれば、陸軍省の

意見と同じとみてよい。

(3) 外務省の意見“現在ニ於ケル我国学校教育ニ就テ”<sup>22)</sup>は、欧米の学校教育と比較してわが国の制度の改革すべき点と、外交の立場から文教当局に希望する点との2部よりなる。

外務省の教育改革の考え方の視点は欧米先進国との比較であった。まず、“訓育方面”として、(イ)“人格教育の確立”について、“明治維新ニ依リテ往昔ノ儒教的及ヒ仏教的教育法ヲ放棄シテ、形式的歐洲式教育法ヲ採用シタルモ、歐洲式教育ノ背後ニ之ヲ指導スル宗教的教育ヲ採用スルコトナカリシ為メ、信念把握ノ方法ハ全然皆無トナリ、遂ニ現在ノ如キ欠陥ヲ暴露スルニ至”ったのだと考えた。だからといって、キリスト教教育をとり入れるべきだということではないことはもちろん、後に紹介する“学問の日本化”をいっても国体とか教育勅語とかの文言が唯のひとつも出てこないのはそれらが“訓育”の基礎たりえないことを認識した上でのことであったかどうか、批判のゆるされない時代であったがゆえに、ここに判断することはできないが、消極的態度と無言の批判を読みとることはできよう。(ロ)“性格教育の確立”としてわが国の学校卒業者にいわゆるしっかりした者が少ないのは教育の欠陥だとして、ヒトラーのドイツでは体育と性格教育を最も重んじていると紹介している。外務省内にも親ヒトラー派が形成されたようなことが伝えられているが、これはその現われであったかどうか。ヒトラーの性格教育が凶暴なナチズムとどうかかわるかの指摘はない。外務省の意見は、(イ)判断力の養成、(ニ)常識及び教養の習得とつづくが、わが国の学校教育ではこれらの点に欠けるところが多いとして、イートン、ケンブリッジ、オックスフォード、などの英国の教育制度を見習うべきだと提言する。それは寄宿舎制度であってこれによって“英国紳士”たるべくしつけられるとしている。わが国では“学生監カ権力関係ノ代表タルカノ如キ感ヲ与フル現状”は変えられねばならないとしている。

次に“智育方面”として、(イ)学問の実際化をあげる。例として法律学をとりあげて、わが国の教育は“極言スレハ、総論アリテ各論ナシトモ云フ可キ状況”だとして、“英米程實際的ナラストスルモ、少クトモ仏独両国位ニハ實際的ナラサル可カラス”と提言する。(ロ)学問の日本化が必要であるとして、“東京帝国大学ノ实例”をみると、“例ヘハ植民政策、政治史、外交史、経済史、法制史等悉ク

欧米諸国ノ夫レニシテ、唯末尾ニ申訳的ニ日本ニ関スル事項ヲ附加スルニ過キサル状況”であると批判し、“而カモ全然日本ニ触レサルモノスラアリ”といっている。日本外交を例としてとり上げて“先ツ我国古来ノ朝鮮及ヒ支那トノ交通ヨリ筆ヲ起シ、次ニ幕末ニ於ケル列国トノ交渉顛末及ヒ列国ノ支那侵略ヲ説述シタル後、日清戦争前後ヨリ極東全般ノ外交史ヲ、又日露戦争前後ヨリ欧米各国ノ外交史ヲ併セテ説明スルカ如ク改ムルコト必要”であると具体例を示している。外務省の学問の日本化とはこのようなものであった。提言は(一)画一主義の打破、(二)暗記主義の打破をいうが、これらは先進国教育に近づけようとするものであった。(※)“我国教育ハ教育年限長キニ過クルト共ニ、其ノ程度高キニ失スル”のではないかと、教育程度を下げることを提言し、中学4年制、高等学校大学を通して5年とする案をのべ、生じた余裕は一部の専門家を除き官吏、会社員等社会的活動をする人たちにはむしろ人格教育常識教育のために使わらるべきだという。

外交の立場より特に文教当局に希望する点として3点があげられている。まず、“最近日本精神ノ高揚セラルルハ誠ニ慶賀ノ至リナル処、他方之ト併行シテ世界ノ大勢ヲ認識シ世界大勢内ニ於ケル日本ノ地位ヲ正シク認識スルコト必要ニシテ、若シ東亞ニ偏居シテ宇内ノ趨向ヲ察知セス、排外旧守ニ墮シテ眼ヲ世界ノ進展ニ閉ツルカ如キアラシカ”日本は将来窮地に陥ることになるかもしれぬとして世界的な認識と日本の立場を明らかにするように切望する。そして、“中正穩健ナル思想ヲ懷抱スルモノハ比較的少”ないようにみえ、“或ル者ハ事実以上ニ欧米ヲ崇拜シ、又或ル者ハ事実以上ニ之ヲ排斥セントスルノ風アル一方、支那、朝鮮其ノ他亜細亞諸民族ニ対シテハ一般ニ之ヲ劣等民族トシテ輕蔑シ”ているので“極端ナル欧米崇拜思想ト不当ナル亜細亞民族蔑視ノ思想ヲ根絶セシメ”ねばならないとしている。ここには極端な国家主義によっておかされつつあった教育に対する抵抗と批判がある。もちろん、学生間に共産主義思想がひろまったのは“欧米心酔ト欧米実相ノ不認識トニ原因”があったとするのは一面の真相をつきつつも、わが国社会の閉塞状況や社会主義革命の衝撃を無視している点では一面的断定といわざるをえないが、わが国の植民政策や対支那外交がアジア民族に対するわが国民の蔑視によって阻害されたことも少なくないという反省もある。だが、アジア民族蔑視を植えたのは教育をする側にこそ責任があるのであって、も

し国民の一部にでもそのような傾向があったならば、それをあらためるように導くことこそが教育である。国民一般の責任であるというのはやはり一面的である。しかしながら、この外務省の要望が受入れられていたならば、やがて突入する戦時教育の様相は著しく変わっていたにちがいない。次に、外国語教授法の是正を希望するとして、英語万能を排して、独、仏、露、スペイン語のヨーロッパ言語だけでなく、中国をはじめとするアジアの諸言語の教育普及を希望している。そして初等外国語教育においては実用を主とする会話、作文に重きをおき、高等程度においては読書力と理解力に重点をおくべきだとする。外国語教育のこの希望は今日に至るも達せられていないというべきであろうか。外国で教育をうけた邦人子女の帰国後の教育について“適当ナル準備教育乃至補充教育ヲ施ス機関ノ設置ト共ニ進学ニ関スル便法ヲ備フル要アルヘシ”とは、早くも1930年代にこの問題がとりあげられていたことをみるのは興味深いことである。

以上に紹介した外務省の教育改革に関する精神や意見、希望が内閣調査局の案にとりいれられた形跡はない。“中正穩健”な思想さえもも早受け入れる余地のないほどに危機は切迫していた。

(4) 黒田長和は昭和9年7月下旬の日付のついた“文政改革ニ就イテ”<sup>23)</sup>という意見を書きのこしている。黒田は内閣審議会第5回総会において教育改革の緊急性について発言し、同審議会が諮問第2号として教育改革をとり上げるきっかけをなした人物である。<sup>24)</sup>

黒田は“智育偏重ヲ改メテ、徳育ニ重キヲ置ク”ことと、学校教育は“實際生活ニ有用”なることを授けるべきだとする。そして“第一ノ人格教育ハ英国ノ長所デ、第二ノ實際ニ有用ナル学問ヲ進ムル教育ハ独逸ノ長所デアル”として第一次大戦中の両国の教育の特徴を簡単にのべた後に“今我国ガ教育制度ヲ改革スルニ当ッテハ双方ノ特徴ヲ共ニ採用シ、之ニ骨子トシタルモノナルヲ要ス”という。この両者は互い矛盾するものではないので共に採り入れることができるし、それは“決シテ徒ニ外国ニ倣フト云ウノデハナイ。”世論は教育改革についてこの二つの重要事をみすごしてはいないのだという。黒田のこの教育改革意見の中に国体とか教育勅語とかに全くふれられていないことは興味深い。もちろん国家思想の重要性を強調することがこの意見書の主眼的であるが、その論点は、“政党政

治始マツテヨリ……凡テガ功利的ニナッタ”ので、“……デモクラシーノ思想ハ滔々トシテ拡マリ、国家思想等ハ陳腐ナル旧思想トシテ嘲ケラレ、国境ヲ無視シタル国際的觀念ガモテハヤサレ……斯クシテ社会一般ニ正義ノ觀念ハ地ヲ弘ヒ廉恥ヲ恐レズ、凡テガ功利的トナリ、又第三インターナショナルノ非国家的思想ハ非常ナル勢ヲ以テ其間隙ニ流入シタ”というのである。しかし満洲事変このかた国民精神は緊張し、社会道義觀念は鋭くなっているのに、満洲における軍人の活動も、国際連盟脱退の強硬外交も国民は支持したし、“共産党ノ衰亡モ国民ノ国家的精神ノ強化セル影響ト見ル”べきものという。また、“既成政党ノ不振モ私心ヲ恣ニスル政治家ニ対スル国民ノ公憤ノ結果デアル”。

このような国家観、政治観をもっていたとしても、先にのべた教育改革の手本とすべき英・独の教育とは全面的とはいわぬまでもつながりをもつことはできるはずである。国体や教育勅語をもち出さなかったことは、意識的であったかどうかは別にして、その可能性をのこしたといえる。ところが、すでに論じた内閣調査局の教育改革の考え方のように、国体や教育勅語を基礎にすえてしまえば、このような合理性は失われてしまうのである。たとえば、ここに紹介した黒田の教育思想のようなものは、国体や教育勅語を真向振りかざす教育に対する一種の抵抗となるべき性質をそなえていたといえる。しかし、事實は逆で、合理的な教育改革思想は国体や教育勅語にのみこまれてしまって、わずかに技術的合理性に矮小化されてのこったにすぎない。正しく国体に呪縛されたというべきである。

国体の呪縛からこの国と社会が解放されるや、すでにこの時に構想され、たくわえられていた合理的、近代的教育思想は一挙にあらわれて今日に至ったというべきであろう。

### 教学刷新評議会（1935年11月18日——1937年6月23日）

“教学刷新評議会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教学ノ刷新振興ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議ス”（同官制第1条。昭和10年11月18日勅令307号）の機関であった。

教学は教育と学問であるという文字通り語義のほか、一種特異な重々しい圧



迫的な語感を伴っていないだろうか。この評議会は明らかに国体明徴運動（菊地武夫の天皇機関説攻撃演説は1935年2月18日貴族院本会議、国体明徴に関する政府声明は同年8月3日と10月15日）の影をひいている。

“我が国教学ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ図ルノ方策如何”という諮問について4回の総会、9回の特別委員会を経て決定に至った答申は次のようなものであった。

答申はその前文において、“我が教育ハ源ヲ国体ニ発シ、日本精神ヲ以テ核心”とするとのべるが、国体とは“万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ”ことであり“万古不易”である。これに基づき“一大家族国家トシテ億兆一心聖旨ヲ奉体シクク忠孝ノ美德ヲ發揮”するのが日本精神であるとする。<sup>25)</sup>

答申の第1は、“教学刷新の中心機関ノ設置”であった。“国体・日本精神ノ真義ヲ闡明シ、精神諸学ノ基礎的研究ヲ行ヒ、ソノ確立発展ヲ図ルタメ当該研究機関ノ整備ヲ図リ、……又有力ナル機関ヲ設ケ、……コレヲ組織シ、……合成的効果ヲ挙ゲシムベシ”という。文部省思想局（1934年6月1日設置）を拡充して教学局とした（1937年7月21日）のはこの答申につながるものである。地方にまで教学官を置くようになるのは後のこと（1940年11月16日）である。また、国民精神文化研究所（1932年8月23日設置）の拡充は1937年11月11日のことである。その理由として“……設置ノ趣旨ニ基キ国体観念及日本精神ノ研究及普及ニ当リツツアリシガ支那事変ニ際シ思想国防ノ緊急性ニ鑑ミ憲法学其ノ他法学、政治等ニ亘リ我が国体ヲ本トシテ研究ヲ進メ思想国防ニ資センガ為所員二人、助手二人及書記一人ヲ増員スルノ要アルト教学局ノ設置ニ依リ事業ノ一部ヲ之ニ移シタル為助手三人ヲ減員スルノ要アルトニ由ル”<sup>26)</sup>としている。この引用中付点の部分ははり紙をして挿入されているので日中戦争勃発に際会してつけ加えられたものであることは明らかである。思想国防なる文言もあとからつけ加えられたものであった。（昭和13年7月の日付のある“思想国防研究部設置の主旨”というパンフレットが発行されるが、これについては後に考察する。）

答申の第2は“教学刷新ノ実施上必要ナル方針”として冒頭に“我が国ニ於テハ祭祀ト政治ト教学トハ、ソノ根本ニ於テ一体不可分”であるのが本旨であると

する。祭政一致が波紋を生じたことについてはすでにのべた。それにわをかけて  
教学をもそれに加えるとするのである。教育・学問といわずに教学というところ  
に先にのべた語感の特異性がここによくあらわれているというべきであろう。

“……明治以来……特ニ知識階級……ニ浸透セル西洋近代思想ノ基本タル個人主義・自由主義・権力主義・主知主義・観念論及ビ唯物論等ノ本質ヲ明瞭ニシ、ソノ影響ヲ受ケタル諸方面ノ実状ヲ批判シ、単ナル形式的国体思想ノ唱道ニ陥ルコトヲ避ケ”ねばならぬという。これらを批判、排除してしまえば時代に生きる思想はほとんど無に至るであろう。思想の退行もきわまった感がある。それだけでなくこの土壌の上にファシズムが生ずる。日本型ファシズムとか天皇制ファシズムとかいわれるものの発生の土壌がここにあった。そして、“……教育界・学会ニ於ケル国体ノ本義ニ副ハザルモノノ是正ト排除トニ努ムルト共ニ、教学ト密接ナル関係ヲ有スル政治・経済・宗教・社会・家庭等ニ関シテ十分ニ考慮スル必要アリ”といってしまうも早現実生活を生きる思想は無に至る。それゆえに、つづけて“ナホ世人ヲシテ形式的・独断的国家観ニ墮シテ複雑ナル實際社会ノ認識ヲ欠キ焦燥に陥リ、創造的刷新ノ軌道ヲ逸脱スル”ようなことがないようにすることが重要であるといわなければならなかったが。

その実際上の内容となるものが、第3“教学刷新上必要ナル実施事項”である。まず、“学問研究・大学刷新ニ関スル実施事項”は上述の精神によって“独特ノ内容ト方法トヲモツ精神諸学ヲ発展セシムルコト肝要ナリ”というが、その可能性は別として——可能性のないことは明らかであるが、また、それゆえにこそ——“自然科学並ニソノ応用ノ学問ニツイテハ、精神諸学ニ対シソノ任務ト分担トヲ明ラカニシ”で発達させるとする。国体や日本精神も強調すればするほど、社会科学を敵視することになり、自然科学からも遠ざかってゆくことはわかっていたはずである。だからこそ“精神諸学”と自然科学との間を断ち切ろうとするのだが、それでは教育の統一は図れない。大学では“文科系統ノ学部ニ於テハ、国家的見知ニ立脚シテ一層諸学ノ発達ヲ図リ、ソノ日本の特色ヲ高調スベク、又理科系統ノ学部ニ於テモ、国体・日本文化ニ関スル教養ニ留意スルヲ要ス”という。彼らは自然科学が人間精神の営みのひとつであることを認めようとしなかった。ひと度それを認めるならば“精神諸学”との一大衝突を生ずるからである。

この時すでに戦時に突入していたこの国は何よりも科学技術を必要としていたはずであった。にもかかわらず、教学思想からすれば、自然科学は思想から切りはなされた小手さきのこととしてしか理解されていなかったというのは決して言いすぎでないこと上述のとおりである。

この思想の頂点に“東京及広島文理科大学ニ日本国体論ノ教授科目ヲ設ケ”<sup>27)</sup>ることとなる(勅令636号、官立文理科大学官制中改正の理由書。昭和12年10月28日)。そのために教授、助教授、助手各1名が増員された。(さらに技手1名がついたがそれは暖房、給水、電気、ガスの管理のためとある。この時までそれらの設備がなかったわけでもないのに専門に取り扱う技術者はいなかった。こうした行政手法は今も変わらない。)“日本国体論”は共通科目であった。その設置目的は“国民百般ノ活動ハ常ニコレ(国体の本質)ヲ根元トシコレ(前に同じ)ニ帰一セザルベカラザルコトヲ了解セシメ、加エテコレ(前に同じ)ヲ単ナル観念知タルニ終ラシメズ行的ニ把握体験セントスル求道的態度ヲ涵養スル”ためとされた。そして日本国体論のすすめ方が提示される。すなわち、“我が国現在ノ文化的情勢ヲ検討シ、現在欧米及ビ東洋ノ文化ヲ批判シ、一転我が国体ノ真義ノ究明ニ入り、コレヲ単ナル統治権ノ所在ナル意味ニ於テノミ解スルコトナク、具体的ナル国民存在ノ根元帰一体トシテ把握スルニ努メ、……、生ケル全体性トシテノ天皇ノ大御心ニ包擁セラルル国民ノ忠孝一本ノ道德、ソノ余百般ノ国民的精神ノ生活ハ……全体性ヘノ帰一合体セントスル万民ノ至誠心”であるところにこの国の“世界ニ比類ナキ国体ノ本質”のあることを明らかにしなければならないという。このように全体性とか根元帰一性とかを規定してしまえば、科学的な態度は社会現象に対してはもちろんのこと、自然現象に対してもとりえないこととなるのは明らかであった。文理科大学といえば教員養成を目的とする最高の機関であった。むしろそれゆえにこそそこにこのようなことがおこなわれたのであった。

大学をはじめとして学校教育全般に対してこのような精神を貫くことが強調され、それは当然社会教育にまで拡げられる。とすれば“督学・人事制度及ビ教員再教育”を行わなければならないことになる。それが第4項目とされ、地方教育行政を文部省の管轄に移し、あるいは少なくとも文部省の“十分ナル関与”の下におく必要があるとする。そして以上のような方針に沿う人事配置を行うべきで

あるとしている。

国民精神文化研究所に思想国防研究部が設置されるが、それは日中間の戦争拡大を背景としていた。おそらく全面戦争に対する国民の思想的準備がたりないとの判断からであろう。“思想国防研究部設置の趣意（昭和13年7月）”なるパンフレット（全28ページ）は、これまで考察してきた“思想問題”と内容は少しもかわらない。にもかかわらず、戦争勃発となってみれば国民の心がまえは十分でないと判断したためであろうか。しかし、これまでみてきたような思想はどこまで行ってもこれで十分だという基準をもちえないところに特徴があるし、なによりも、あまりに現実ばなれしているがゆえに、むしろ為政者の側に不安がついたという一面をみのがすことはできないであろう。しかしながら、こうしたことよりもなによりも、時局に便乗しての上ろうとする勢力のひとつのあらわれとみるべきであるかもしれない。内容からみるならば、“思想国防”という言葉の持つ語感の新しさにもかかわらず、新しいものはない。それでも、国民精神文化研究所内にあった“従来の思想国防研究会の外に思想国防研究部なるものを新たに設置するの必要を認め直ちにその実現に着手”<sup>28)</sup>したのであった。その組織は、この研究所員若干名、左翼転向者中の優秀分子、軍令部犬塚大佐、情報部清水中佐、保護観察所中村補導官、内務省猪俣事務官、企画院中村内務部長、外務省情報部矢野第三課長、蓑田からなるとし、“急迫せる時代の要求は官制・予算その他の整備されるのをまつことを許さず”<sup>29)</sup>として発足させた。屋上屋を重ねて組織をつくるというだけでなく、“急進せる時代の要求”を口実に組織原則を無視しているところに、“国体の本義”による国家組織を呼号しながら、“勅令”を無視、破壊しようとする日本型ファシズムの姿の一端がここにもあらわれている。

### 文教審議会（1937年5月26日——同12月10日）

教育刷新評議会はその任務を終えて、1937年6月23日に廃止されるが、この終末期と重なって文教審議会が設置された（昭和12年5月26日勅令221号）。“文教審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ国体觀念ノ徹底及国民精神ノ作興ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス”<sup>30)</sup>（第1条）となっている。時期的にみ

ると前段で考察した官立文理科大学に国体学の共通授業科目を設置する件や、文部省教学局設置、国民精神文化研究所拡充のことはこの文教審議会の時期、あるいはその後のことに属する。この流れはとどめようもなく、ますます勢いを増していったのである。

文教審議会の会長は内閣総理大臣林銑十郎、副会長は内務大臣河原田稼吉と文部大臣を兼任した林銑十郎であった。教育といい教学、文教とはいってもそれらがひとつの流れの中にあるものであったとしても、特徴的な性格はそれぞれにあった。

諮問（案）は、“一．国体觀念ノ徹底並ニ国民精神ノ作興ニ関シ急速ニ実施スベキ具本の方策如何 一．国体觀念ノ徹底並ニ国民精神ノ作興ニ関シ実施スベキ基本の方策如何 一．庶政各般ノ上ニ国体ノ真髓ヲ顕現スベキ方策如何”ということであった。この“諮問事項ニ関スル幹事長説明（案）”の第1案には次の項目が掲げられている：1．神官関係施設ノ整備 1．神社行政ノ振張 1．出版物ノ検閲 1．「国体ノ本義」ノ頒布 1．教学局の設置 1．国民教化運動ノ策定。第2案では近く紀元2,600年をむかえることになるということがつけ加えられ、項目は整理され簡単になる。すでに林内閣政綱として紹介したものと性格を同じくする諮問でありその内容説明であることは説明するまでもないであろう。“祭政一致”のひとつのあらわれであった。6月2日に予定されていた第1回総会は延期された。それもそのはず、2日後には林内閣は崩壊するのである。

ついで登場するのが近衛内閣であるが、前述のように林内閣と性格を異にするとはいえ、一端退行した理念は実質的に克服しようがなかったというべきであろう。しかも、日中関係は全面戦争へと発展していく情勢の中で、和戦の選択の余地はなかった。教育改革転換の客観情勢は完結した。文教審議会は半年もつづかず、同年12月10日教育審議会の設置によって幕を閉じることになる。

## おわりに

内閣審議会が設置されたとき、一方では国体明徴運動がふるわないのを見て、従来のイデオロギッシュな“右翼小児病”を精算してより実質的な本来のファシズム機能が腰をすえはじめた、という評論のあらわれたことは前報でのべた。<sup>31)</sup> だが、歴史はそのようには進行しなかった。内閣審議会を設置した岡田内閣の手で教学刷新評議会が設置され、それ以降の教育改革理念の退行過程はこの報告でみたごとくである。それにはずみをつけた事件として2.26事件の衝撃も指摘しなければならないだろう。事態が戦争への傾斜を強めるにつれて教育改革は観念化を加速した。もし戦争にそなえようとするならば、この国になによりも必要とされていたものは科学技術の強化であり、合理性をもった全社会の動員態勢をつくることであつたはずである。しかし、政策はそのようにはつくられなかった。日本型ファシズムとか天皇制ファシズムとかいわれる性格が形成される過程をここで考察したとみることもできよう。他方、形容詞がつくかどうかにかかわらずこの国にファシズムはなかったとする論に対してもなんらかの意味で一つの反論となるものである。すなわち、それが右からする暴力的体制破壊のイデオロギーと運動だとするならば、ここで考察した理念に宮廷内が危懼の念を抱いていたところにもそれを読みとることができる。新官僚とか、革新官僚、革新将校などとよばれる一群が昭和維新などと叫んだことは思想、文化、政治経済におけるここにみたような退行現象であつた。

このようにみえてくると、ここで考察した歴史は全くの負の歴史である。しかしながら、戦後民主主義社会形成の速さや、ここで考察したような政策に積極的にかかわった人たち——官僚であれ教育者であれ——がいち早く民主主義者として立ち現れたことの不思議さは全くの負の歴史からは理解できないことである。圧迫され、息の根も絶え絶えの近代が残っていた。しかも、唯かろうじて生き残っていただけでなく反発力をたくわえていたとみるべきであろう。社会の基礎はどのようにみても近代社会であつた。とするならば、表面上はともかく、ここで考察した時代は2面性をもつ社会と国家が極限まで追いつめられた時代であつたといえよう。天皇や国体の呪縛から解放されさえすれば近代が開花できる基礎はつ

くられていた。このことを明らかにしようとするのが目的のひとつであった。

歴史は決して同じことを繰り返さないにしても、この国と社会には新たな2面性が現われ始めたのではないかという思いはぬぐいきれない。そのことを解明する方法を探るためにここに述べたような歴史を選んだというのが第2の目的であった。ただ、2面性の一方がそのまま直接に戦争につながるものでないということだけはいえるにしても、この先の見透しのつき難さと、不気味さにながしかの光を当てなければならぬ時にきていることは確かである。

## 註

引用文中の旧漢字は便宜のために常用のものにかえた。

- 1) 森祐二 (1985) 教育改革と行・財政改革が同時進行するとき。広島平和科学 8, 271-295。
- 2) 広田弘毅内閣総理大臣 第69会帝国議会(特別会)における施政方針演説。歴代総理大臣演説集, 255. 大蔵省印刷局, 昭和60.12.22。
- 3) 広田内閣政綱(昭和11年3月17日発表)。原田熊雄述 西園寺公と政局 第5巻 資料から引用。
- 4) 3) の資料から引用。
- 5) この間の事情については、たとえば、升味準之輔 日本政党史論 第6巻, 御厨貴 国策統合機関設置問題の史的展開 昭和期の軍部所収, 井出嘉憲 非常時体制と日本〈官〉制 ファシズム期の国家と社会 第6巻 第7章, などで論じられている。
- 6) 昭和12年2月8日発表。原田熊雄述 西園寺公と政局 第5巻 資料から引用。
- 7) 原田熊雄述 西園寺公と政局 第5巻 p. 302。
- 8) 7) の p. 304。
- 9) 7) の p. 320。
- 10) Rauschnig, H. の著書名。“Die Revolution des Nihilismus.” 菊盛英夫・三島憲の邦訳がある。
- 11), 12) 石川準吉 総合国策と教育改革 清水書院 昭和37年, p. 116。
- 13) 11) の p. 123-7より引用。
- 14) 11) の資料篇, p. 993-1014。
- 15) 11) の資料篇, 小学校教育ニ関スル諸問題。p. 1015。
- 16) 11) の資料篇, 小学校教育改革案。p. 1016-19。
- 17) 同上, p. 1019-21。
- 18) 同上, p. 1022。
- 19) 同上, p. 625-37。

- 20) 同上, p. 638-9。
- 21) 同上, p. 640-1。
- 22) 同上, p. 642-9。
- 23) 同上, p. 796-9。
- 24) 1) の p. 289。
- 25) 教学刷新ニ関スル答申 原本コピーによる。以下教学刷新評議会答申の引用は同所。
- 26) 国民精神文化研究所官制中ヲ改正 原本コピーによる。以下, 同研究所に関する引用は同所。
- 27) 官立文理科大学官制改正 原本コピーによる。以下, 国体学授業科目に関する引用は同所。
- 28) 思想国防研究部設置の趣旨 国民精神文化研究所 昭和13年7月, p. 24。
- 29) 同上, p. 24。
- 30) 文教審議会官制 昭和12年5月26日 勅令221号。
- 31) 1) のp. 291。